

補助事業活用のすすめ

R3年4月

群馬県農政部農業構造政策課

I 補助事業の流れ（県単独事業の場合）

時期	区分	取組	解説	
前年度	調査以前	経営改善の構想	<p>■事業者</p> <p>○3～5年後の経営を見据え、その実現に必要な機械・施設等を想定してください。</p>	
	6月まで	意向表明	<p>■事業者→市町村</p> <p>○6月までに市町村担当者に構想を伝えます。</p>	
	8月頃 2月頃	要望量調査 要望量調査（確定）	<p>■事業者→市町村→県</p> <p>○8月は、予算確保のための概算調査です。</p> <p>○2月は、事業者の構想を実現レベルまで高めて頂き、具体的な要望として申請します。</p> <p>※国庫事業ではポイントによる割当内示。</p>	
当年度	4月～6月頃	計画書類作成	<p>ヒアリング（成果目標に対するポイント評価も）</p> <p>■市町村と県</p> <p>○事業者からの要望を検討し、優先順位を決定します。採択する事業者については、市町村に実施計画書の提出を求めます。</p>	
		実施計画書の提出	■（事業者→）市町村→県	
		計画承認、交付内示	■県→市町村（→事業者）	
		補助金交付申請書提出	■（事業者→）市町村→県	
		補助金交付決定	■県→市町村（→事業者）	
	事業期間中	着工	入札（見積合わせ）・契約	<p>■事業者</p> <p>○交付決定後、速やかに実施してください。</p>
		期中	（概算払い） （変更承認申請）	<p>■（事業者→）市町村→県→市町村（→事業者）</p> <p>■（事業者→）市町村→県→市町村（→事業者）</p>
			遂行状況の報告	■市町村→県
	竣工後	竣工	竣工（納品）検査	<p>■（事業者→）市町村→事業者</p> <p>○市町村が検査をし、合格すれば補助金が支払われます。これで事業完了。年度内に行われる必要があり、県はその履行を確認します。</p>
		報告	実績報告書の提出	■市町村→県
検査		完了検査（現地調査）	■県→市町村（・事業者）	
確定		補助金額の確定・補助金の支払い	<p>■県→市町村</p> <p>○目標年度（3年目）までは、利用状況を報告します。</p> <p>※目標達成まで改善指導を受ける場合があります</p> <p>○財産処分制限期間中は勝手に処分等はできません。</p>	

注) 実施時期は、県段階のものなので、農業者の〆切はその前になります。県単独事業、国庫事業ともに、事業要望はなるべく早い時期に、市町村担当者に繋げておいてください。

Ⅱ 補助事業を活用するための注意事項

<計画書類作成まで>

1. 補助事業の内容は、目標年度の経営内容に対し、適切な規模、能力、台数等でなければなりません。（「特定高性能農業機械導入計画」参照）
2. 申請要件、補助率、必要な書類等は、各事業内毎に細かく決められています。各事業の実施要領及び補助金交付要綱等を必ず確認してください。
3. 本則課税事業者の場合、消費税分は補助対象事業費に含まれません。消費税等仕入控除税額についての届出書を提出してください。非課税又は簡易課税事業者であっても、事業年度の状況により判断されます。確定申告書の写し等をご用意ください。
4. 国庫事業の要望は、各事業毎に募集期間が定められ（通常1月～2月上旬）、公募開始から締切まで1ヶ月に満たない場合も多くあります。市町村への早めの相談をお願いします。

<着工から補助金支払いまで>

1. 必要な手続きを経ないで事前に着工した場合は、補助対象外となる恐れがあります。
2. 事業内容を大幅に変更する場合は、事前に補助事業者（知事）等の承認が必要です。
3. 事業完了（市町村から事業者への補助金の支払い）期限は、原則、事業年度内（3月末）までです。計画的な進捗管理をお願いします。定期的に、遂行状況の確認も行います。
4. 事業完了のための竣工（納品）検査は、請求書の発行をもって市町村に請求できます。契約内容によっては、一旦事業者が事業費を立て替える必要が生じますが、自己資金が不足する場合は市町村に「概算払い」を請求できます。
5. 補助事業に係る出納は、専用の元帳（通帳）を作成し、適切な資金管理をお願いします。

<補助事業完了後>

1. 事業者が導入した機械・施設は、耐用年数が切れるまで（5～31年。機械は7年）処分制限を受けます。
「利用計画の変更」：補助金等の交付の目的に反しない対象作物の変更、計画処理量の変更等。
「財産処分」：補助事業の目的外使用を含む中止、譲渡、交換、貸付け、又は担保に供すること。
適正化法・承認基準通知等に基づく手続きで、原則、補助金返還。
「模様替え」：移転、更新又は増築、模様替え等。国取扱い通知に基づく届出。
「被災報告」：国取扱い通知に基づく届出。被災時の写真を撮影のこと。
2. 処分制限期間を経過するまでは、財産管理台帳や証拠書類の整理保管が必要です。
3. 国庫事業では、目標が達成されない場合、改善指導を受け結果が公表される場合があります。

Ⅲ 必要となる書類の整理について

■実施計画書等への添付書類

受益地及び設置（保管）場所等の位置図、カタログ又は概算設計書（立面図、平面図）、対象作物の作付体系及び機械・施設の利用計画、能力及び規模決定根拠、見積書等
団体の場合は、構成員名簿、規約又は定款、管理運営規程、事業実施を決定した議事録

■実績報告書への添付書類

写真（着工前）、出来高設計書、入札執行調書、入札書、請求書、工事完成通知又は納品書、振込依頼書、通帳の写し、財産管理台帳等

※現金での支払いは、原則認められません。

①早めの相談、②入念な計画、③緻密な執行が大切です。

「面倒くさい」と感じられるかもしれませんが、県、市町村、関係機関が全面的に支援します。是非、力強く成長する農業経営の実現のため、補助事業をご活用ください。

■国が実施する主な事業（農林水産省「逆引き事典」を参照してください）

1. 強い農業・担い手づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ）

- (1) 対象者：県、市町村、農業者の組織する団体（受益農業従事者が5名以上の企業も対象）
- (2) 対象内容：産地基幹施設。総事業費5,000万円以上。中山間地域等の優先枠あり。
- (3) 補助率：1/2、1/3以内。
- (4) 配分基準：整備内容毎に定められた項目から2項目を選択。更に、GAP認証等の特別加算、担い手又は機構連携強化等の加算あり。費用対効果分析との対応留意。

2. 強い農業・担い手づくり総合支援交付金（地域担い手育成タイプ（融資主体型））

- (1) 対象者：人・農地プランの中心経営体等
- (2) 対象内容：農業用機械・施設。50万円以上の機械等。イノベーション優先枠あり。
- (3) 補助率等：補助率3/10以内。上限300万円。融資残・市町村等補助残補助。
- (4) 配分基準：【必須】付加価値額（収入総額－費用総額＋人件費）の拡大
【事業関連】規模拡大、経営管理の高度化、新規就農、農業者育成、女性取組
【地区ポイント】集積率、機構活用実績による

■県が実施する主な事業（「群馬県農業支援策活用ガイド」を参照してください）

1. はばたけ「ぐんまの担い手」支援事業

- (1) 対象者：認定農業者、集落営農組織、農業者の組織する団体等
- (2) 対象内容：農業用機械、農業用施設。事業費10万円以上。
- (3) 補助率等：融資残・市町村等補助残補助（ハード事業は融資を受けること）。

メニュー	ソフト（上限）	ハード（上限）：融資主体補助型
新時代対応型	50%以内（25万円）	30%以内（200万円） 環境に配慮した取組は15%以内
新規就農者支援型	50%以内（15万円）	50%以内（200万円）
アグリビジネス参入型	－	30%以内（200万円）

- (4) 成果目標：【法人化等支援型（経営発展タイプ）】①法人化、②6次産業化、③認定農業者、④経営規模拡大、⑤品質向上、⑥農業所得向上、⑦新規作物導入、⑧単位収量増加、⑨耕作放棄地の解消、⑩経営の複合化、⑪効率化・省力化の中から、2項目を選択。（他のメニューは、実施基準参照）

2. 「野菜王国・ぐんま」総合対策事業

メニュー	対象者	対象内容	補助率（上限）
大規模野菜経営体育成支援	認定農業者	農業用施設 農業用機械	1/3以内（1,600万円） 1/3以内（500万円）
ぐんまの野菜産地育成支援	J A、団体等	農業用施設 農業用機械 ソフト	3/10以内（1,000万円） 3/10以内（500万円） 1/2以内
次世代農業ステップアップ支援			
種苗生産・供給体制支援			

3. 荒廃農地再生利用・集積化促進対策事業

- (1) 対象者：農業者、農業者組織、地域耕作放棄地対策協議会等
- (2) 対象内容：面積が5a以上で総事業費が200万円未満の耕作放棄地の再生利用・集積作業に対し、補助対象事業費を市町村と協調（県と市町村が補助額の1/2ずつを負担）して補助。
- (3) 補助率：定額（5万円/10a）

■市町村、J Aが実施する主な事業

お住まい又は経営農地が所在する市町村、所属する組織にご相談ください。